

瀬谷区制 50 周年記念イベント名称使用に関する事務取扱要綱

制定 平成 30 年 8 月 6 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、区民等により組織された団体等が行う瀬谷区制 50 周年を祝うための事業を、瀬谷区制 50 周年記念イベント冠事業（以下「冠事業」という。）として届け出ることに関して必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第 2 条 この要綱における届出の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 所在地又は主たる活動場所が瀬谷区内であること。
- (2) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした活動をしていないこと。
- (3) 公益を害するおそれのある活動をしていないこと。

(対象事業)

第 3 条 この要綱における届出の対象となる事業は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 瀬谷区制 50 周年を記念して、瀬谷区の魅力を再認識し、次の世代に伝えるとともに、未来に向けて、新たな魅力づくりを行う事業
- (2) 主たる会場を瀬谷区内とし、主に瀬谷区民を対象とする事業
- (3) 2019 年 1 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までに実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は、届出の対象事業としない。

- (1) 補助対象団体の構成員のみを対象とする事業
- (2) 専ら営利を目的とする事業
- (3) その他、瀬谷区制 50 周年記念事業実行委員会において、不適切と認めた事業

(届出の手続き)

第 4 条 名称使用の届け出をしようとする者は、瀬谷区制 50 周年記念名称使用届（第 1 号様式）を瀬谷区制 50 周年記念事業実行委員会に提出しなければならない。

2 第 1 項の届出書は、行事の開催日の 3 週間前までに提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(届出の例外)

第 5 条 瀬谷区制 50 周年記念事業補助金及び名義使用に関する事務取扱要綱に定める共催事業及び後援事業については、名称使用をする際の届出は不要とする。

(事務)

第 6 条 この要綱に定める届出に関する事務は、事務局（瀬谷区総務課）で行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 8 月 6 日から施行する。

(失効)

この要綱は、実行委員会の解散をもって失効する。

「瀬谷区制 50 周年記念イベント」名称使用届出書

年 月 日

瀬谷区制 50 周年記念事業実行委員会

団体名
所在地
代表者名

(連絡先)

氏名
住所
電話
Eメール

次の行事等について「瀬谷区制 50 周年記念イベント」の名称を使用したいので届出します。

届出内容

イベント名			
内容			
実施日(期間)			
実施場所			
ロゴマークの使用	<input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない	チラシの有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
HPの有無	<input type="checkbox"/> あり _____ ※ありの場合、URLを記載してください。 <input type="checkbox"/> なし		

※イベントの内容がわかるチラシ等がございましたら、あわせてご提出ください。